

島根県医師会における日本医師会代議員及び予備代議員選挙規則

第1条 日本医師会代議員及び予備代議員の選挙は、島根県医師会代議員会においてこの規則によって行う。

第2条 選挙は、定数連記式投票により行い、投票は投票者1名につき1票とする。

第3条 選挙管理人は、島根県医師会選挙管理委員会委員をもってこれに充てる。

2 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員から2名の投開票立会人を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。

第4条 選挙管理人は、選挙の内容及び期日を選挙の日の20日前までに島根県医師会報に公示しなければならない。

第5条 日本医師会会員である島根県医師会会員は被選挙権を有する。

2 代議員及び予備代議員の候補者となろうとする者は、所属郡市医師会長又は所属郡市医師会選出の代議員1名の推薦を受けて、その選挙の期日の10日前までに、文書で、その旨を選挙管理委員会に届出なければならない。

3 前項の届出は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。但し、届出の締切日については曜日を問わず受け付けるものとする。

第6条 候補者は、当該選挙が行われるまでに、文書で選挙管理人に届出て、候補者たることを辞退することができる。

第7条 選挙管理人は、立候補届出の締切後遅滞なく、候補者名を、また候補者が定数に充たないときは、その不足数を、文書をもって会員に通知しなければならない。

第8条 投票用紙の様式は、別紙で定める。

2 投票は、無記名投票とする。

第9条 投票の効力は、投開票立会人の意見を聞き、選挙管理人が決定する。

第10条 選挙は、代議員、予備代議員の順にこれを行う。

第11条 次の投票は無効とする。

(1) 正規の用紙を用いないもの

(2) 候補者の何びとに投票したかを確認し難いもの（ただし、候補者の何びとに投票したかを確認できる記載と確認し難い記載が混在する場合には、何びとに投票したかが確認できる記載のみを有効投票として扱う。）

(3) 定められた数を超えて候補者に投票したもの

第12条 当選人は、得票数の順による。ただし、得票数が同じであるときは、選挙管理人がくじで定める。

第13条 当選人は、当選の通知を受けた日から10日以内に当選承諾の届出をしないときは、当選を辞したものとみなし、次点者をもって逐次繰り上げ当選人とする。

第14条 この規則に定める事項以外に疑義を生じた時は選挙管理人の裁定によるものとする。

第15条 この規則を改正しようとするときは、代議員会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成27年3月1日一部改正、同日施行
- 3 平成29年3月5日一部改正、平成29年1月15日施行
- 4 平成30年3月4日一部改正、平成30年3月5日施行
- 5 平成31年3月3日一部改正、同日施行